

鹿児島市介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が定める公的価格等により運営を行っている介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）について、物価高騰の影響による負担を軽減し、安定的なサービス提供の継続を図るため、LPガス使用に係る経費の価格高騰分の一部を追加して支援する事業を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給付金

前条の目的を達するために、鹿児島市（以下「市」という。）によって贈与される鹿児島市介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援給付金をいう。

(2) 対象サービス

別表に掲げるサービスをいう。

(3) 支給対象事業所等

鹿児島市内に所在し、令和5年6月1日時点で指定等を受けている事業所等であって次に掲げるものをいう。

ア 介護報酬の支払対象となる介護サービス等を令和5年1月1日から令和5年5月31日までの間に行っていた事業所等

イ 軽費老人ホーム及び養護老人ホームを令和5年1月1日から令和5年5月31日までの間に運営していた事業所等

2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、支給の対象外とする。

(1) 令和5年10月1日時点で廃止している事業所等

(2) 令和5年10月1日から令和6年1月1日までの間、継続して休止している事業所等

(3) 本事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認めた者が設置する事業所等

(給付金の支給等)

第3条 市長は、支給対象事業所等に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給するものとする。ただし、第2条第1項第3号アに該当する支給対象事業所等については、市から委託を受けた者を通して支給することができる。

2 前項の規定により支給対象事業所等に対して支給する給付金の額は、対象サービスごとに別表のとおりとする。

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、1支給対象事業所等につき1回限りとする。

(支給の通知等)

第5条 市長は、支給対象事業所等に対し、給付金の支給について通知するものとする。

2 支給対象事業所等は、受給辞退申出書（様式第1）により、給付金の受給の辞退を申し出ることができる。

3 市長は、市長が定める期限までに前項の申出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、支給対象事業所等に対して給付金を支給するものとする。

（支給の方式）

第6条 給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 登録口座振込方式

第2条第1項第3号アに該当する支給対象事業所等に対して鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式

第1号に掲げる方式による給付金の支給が困難である支給対象事業所等又は第2条第1項第3号イに該当する支給対象事業所等に対して給付金申請書（様式第2。以下「申請書」という。）の提出により振り込む方式

（申請を要する場合の支給の決定）

第7条 市長は、前条により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請に係る支給対象事業所等に対し、給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、支給対象事業所等の要件、申出の方法その他の事業の概要について、広報その他の方法によって事業所等へ周知するものとする。

（給付金の支給ができなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が第6条の規定により給付金の支給の手続を行ったにもかかわらず、振込不能等により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、第5条第3項の規定による贈与契約は解除されるものとする。

（贈与契約の解除）

第10条 市長は、給付金の支給を行った後に、支給要件に該当しない事実又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた事実等が発覚した場合は、贈与契約を解除することができる。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、前条の規定により贈与契約の解除をしたときは、支給対象事業所等に対し、給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（手続きの省略）

第13条 鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）第

25条の規定により、規則第7条に基づく決定の通知、規則第14条に基づく実績報告及び規則第15条に基づく確定の通知は省略するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

別表

鹿児島市介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援事業の対象サービス及び給付金の額

区分	サービス名	L P ガス使用に係る経費	
		交付単価（千円）	
施設系サービス	介護老人福祉施設	定額 (定員規模別)	101人～ 136
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
	介護医療院		
	短期入所生活介護（単独型のみ）		
	（みなし）短期入所療養介護（単独型のみ）		
	特定施設入居者生活介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
施設系サービス	養護老人ホーム	定額 (定員規模別)	41～ 70人 106
	軽費老人ホーム		
通所系サービス	通所介護	定額	18
	（みなし）通所リハビリテーション		
	認知症対応型通所介護		
	地域密着型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
	予防型通所介護サービス		
	ミニデイ型通所介護サービス		
運動型通所介護サービス			

※1 介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する事業所等である場合は、一の事業所等として扱う。

※2 定員数については令和5年6月1日時点とする。

※3 令和5年10月1日時点で休止していたが令和6年1月1日時点で再開している事業所等又は令和5年10月1日時点で運営していたが令和6年1月1日時点で廃止・休止している事業所等は交付単価を半額とする。

様式第1（第5条関係）

受給辞退申出書

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職・氏名

以下の介護サービス事業所等については、鹿児島市介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援給付金の受給を辞退することを申し出ます。

事業所番号（※）			
事業所等名称			
事業所等所在地	郵便番号		
	住 所		
サービスの種類			
担当者名			
連絡先	電話番号		F A X
	メールアドレス		

（※）軽費老人ホーム及び養護老人ホームの場合、記入不要。

給付金申請書

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

事業者 所在地
名 称
代表者職・氏名

以下の介護サービス事業所等については、鹿児島市介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援給付金の支給を申請します。

1 事業所情報

事業所番号（※）			
事業所等名称			
事業所等所在地	郵便番号		
	住 所		
サービスの種類			
担当者名			
連絡先	電話番号		F A X
	メールアドレス		

（※）軽費老人ホーム及び養護老人ホームの場合、記入不要。